

別表（第2、第3関係）

事業区分	1 種目	2 基準額	3 対象経費等
(1) 新型コロナウイルス感染症患者等入院医療機関等設備整備事業	(1)新設、増設に伴う初度設備を購入するために必要な需要品(消耗品)及び備品	1床当たり133,000円	<p>初度設備を購入するために必要な需用費(消耗品費)、使用料及び賃借料、備品購入費、補助及び交付金</p> <p>※医療機関は、(1)から(7)については令和5年4月1日から令和6年3月31日までに生じた費用とし、(8)及び(9)については、令和5年5月8日から令和6年3月31日までに生じた費用とする。</p> <p>ただし、令和2年度、令和3年度、令和4年度、令和5年4月1日から9月30日までに本事業による補助を受けた医療機関は、病棟単位(区画単位含む)による対応から病室単位による対応に伴い新規に必要な設備、(3)个人防护具並びに(7)の簡易病室の設置終了に伴って生じる修繕費及び原状回復費用以外は対象外とする。</p> <p>また、(3)个人防护具の補助対象期間は「新型コロナウイルス感染症の令和5年10月以降の医療提供体制の移行及び公費支援の具体的内容について」(令和5年9月15日厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策本部事務連絡)で規定する「対象期間」に限るものとする。</p> <p>※消防機関は、令和5年5月8日から令和6年3月31日までに生じた(3)个人防护具の費用とする。</p> <p>なお、補助対象期間は「新型コロナウイルス感染症の令和5年10月以降の医療提供体制の移行及び公費支援</p>
	(2)人工呼吸器及び付帯する備品	5,000,000円×知事が必要と認めた台数	
	(3)个人防护具	3,600円×知事が必要と認めた人数分	
	(4)簡易陰圧装置	4,320,000円×知事が必要と認めた病床数	
	(5)簡易ベッド	51,400円×知事が必要と認めた台数	
	(6)体外式膜型人工肺及び付帯する備品	21,000,000円×台数	
	(7)簡易病室及び付帯する備品	知事が必要と認めた額	
	(8) HEPA フィルター付き空気清浄機(陰圧対応可能なものに限る。)	1施設当たり905,000円	

	(9)HEPA フィルター付きパーテーション	205,000 円×知事が必要と認めた台数	の具体的内容について」(令和5年9月 15 日厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策本部事務連絡)で規定する「対象期間」に限るものとする。
(2) 外来対応医療機関設備整備事業	(1)HEPA フィルター付き空気清浄機(陰圧対応可能なものに限る)	1施設当たり 905,000 円	使用料及び賃借料、備品購入費、補助及び交付金 ※令和5年4月1日から令和6年3月31日までに生じた費用とする。 ただし、令和2年度、令和3年度、令和4年度、令和5年4月1日から9月 30日までに本事業による補助を受けた医療機関は、(3)个人防护具並びに(5)の簡易診療室の設置終了に伴う修繕費及び原状回復費用以外は対象外とする。 また、(3)个人防护具の補助対象期間は「新型コロナウイルス感染症の令和5年10月以降の医療提供体制の移行及び公費支援の具体的内容について」(令和5年9月 15 日厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策本部事務連絡)で規定する「対象期間」に限るものとする。
	(2)HEPA フィルター付きパーテーション	205,000 円×知事が必要と認めた台数	
	(3)个人防护具(マスク、ゴーグル、ガウン、グローブ、キャップ、フェイスシールド)	3,600 円×知事が必要と認めた人数分	
	(4)簡易ベッド	51,400 円×知事が必要と認めた台数	
	(5)簡易診療室及び付帯する設備	知事が必要と認めた額	
(3) 医療機関における新型コロナウイルス感染症の外国人患者受入れのための設備整備事業	多言語の看板、電光掲示板等及び付帯する備品	1施設当たり 1,083,000 円とし、入院を要する救急患者に対応可能な感染症指定医療機関等の場合には1か所に限り429,000 円を加算	備品購入費、補助及び交付金 ※令和5年4月1日から5月7日までに生じた費用とする。
(4) 新型コロナウイルス感染症重点医療機関等設備整備事業	(1)超音波画像診断装置	11,000,000 円×知事が必要と認めた台数	使用料及び賃借料、備品購入費、補助及び交付金 ※令和5年4月1日から5月7日までに生じた費用とする。
	(2)血液浄化装置	6,600,000 円×知事が必要と認めた台数	
	(3)気管支鏡	5,500,000 円×知事が必要と認めた台数	
	(4)CT撮影装置等(画像診断支援プログラムを含む)	66,000,000 円×知事が必要と認めた台数	
	(5)生体情報モニタ	1,100,000 円×知事が必要と認めた台数	
	(6)分娩監視装置	2,200,000 円×知事が必要と認めた台数	

	(7)新生児モニタ	1,100,000 円×知事が必要と認めた台数	
(5)新型コロナウイルス感染症を疑う患者受入れのための救急・周産期・小児医療体制確保事業	(1)新設、増設に伴う初度設備を購入するために必要な需要品(消耗品)及び備品	1床当たり 133,000 円	<p>需用費(消耗品費)、委託料、使用料及び賃借料、備品購入費、補助及び交付金</p> <p>※令和5年4月1日から令和6年3月31日までに生じた費用とする。</p> <p>ただし、令和2年度、令和3年度、令和4年度、令和5年4月1日から9月30日までに本事業による補助を受けた医療機関は、(2)个人防护具並びに(5)の簡易診療室の設置終了に伴う修繕費及び原状回復費用以外は対象外とする。</p> <p>また、(2)个人防护具の補助対象期間は「新型コロナウイルス感染症の令和5年10月以降の医療提供体制の移行及び公費支援の具体的内容について」(令和5年9月15日厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策本部事務連絡)で規定する「対象期間」に限るものとする。</p>
	(2)个人防护具(マスク、ゴーグル、ガウン、グローブ、キャップ、フェイスシールド)	3,600 円×知事が必要と認めた人数分	
	(3)簡易陰圧装置	4,320,000 円×知事が必要と認めた病床数	
	(4)簡易ベッド	51,400 円×知事が必要と認めた台数	
	(5)簡易診療室及び付帯する備品	知事が必要と認めた額	
	(6)HEPA フィルター付き空気清浄機(陰圧対応可能なものに限る)	1施設当たり 905,000 円	
	(7)HEPA フィルター付きパーティション	205,000 円×知事が必要と認めた台数	
	(8)救急医療を担う医療機関において、疑い患者の診療に要する備品	1施設当たり 300,000 円	
	(9)周産期医療又は小児医療を担う医療機関において、疑い患者に使用する保育器	1,500,000 円×知事が必要と認めた台数	
(6)感染症検査機関等設備整備事業	(1)次世代シークエンサー	知事が必要と認めた額	<p>使用料及び賃借料、備品購入費</p> <p>※令和5年4月1日から5月7日までに生じた費用とする。</p>
	(2)リアルタイムPCR装置(全自動PCR検査装置を含む)		
	(3)等温遺伝子増幅装置		
	(4)全自動化学発光酵素免疫測定装置		

(7)外来対応医療機関確保事業	(1)患者案内のための看板の設置料	1施設当たり 500,000 円	初度設備に必要な需用費(消耗品費、修繕料)、委託料、使用料及び賃借料、備品購入費、補助及び交付金 ※令和5年3月 10 日から令和6年3月 31 日までに生じた費用とする。
	(2)ホームページ上に外来対応医療機関であることを明記するための改修費		
	(3)換気設備設置のための軽微な改修等の修繕費		
	(4)医療機器(パルスオキシメーター等)の購入費		
	(5)非接触サーモグラフィーカメラ(検温・消毒機能付き等)の購入費		